

- オ 使用料及び賃借料
- カ 通信運搬費
- キ 委託費

2 各年度において、1の救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る1のアからキまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のアからキまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからキまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とする。

- ア 3,000万円以下の部分の金額 100分の10
- イ 3,000万円を超える6,000万円以下の部分の金額 100分の9
- ウ 6,000万円を超える1億円以下の部分の金額 100分の8
- エ 1億円を超える2億円以下の部分の金額 100分の7
- オ 2億円を超える3億円以下の部分の金額 100分の6
- カ 3億円を超える5億円以下の部分の金額 100分の5
- キ 5億円を超える部分の金額 100分の4

3 2の「救助事務費以外の費用の額」とは、別表第1に規定する救助の実施のため支出した費用及び別表第2に規定する実費の弁償のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、政令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払に要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則第18条、別表第1及び別表第3の規定は、平成30年4月1日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第437号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成30年7月9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 指定した年月日 |
|-------------------------|-----------------|-----------|
| いでがわ田多井薬局 | 松本市出川町6-30 | 平成30年7月1日 |
| 小田井薬局 | 佐久市小田井825番地3 | 平成30年7月1日 |
| 本町西薬局 | 茅野市本町西3-4 | 平成30年7月1日 |
| よりそい薬局 | 長野市安茂里小市2-16-17 | 平成30年7月1日 |
| 社会福祉法人てまり 訪問看護ほっとステーション | 松本市南松本1丁目7番8号 | 平成30年7月1日 |

保健・疾病対策課

長野県告示第438号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成30年7月9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

| 変更前の医療機関の名称及び所在地 | 変更後の医療機関の名称及び所在地 | 変更した年月日 |
|------------------------|-------------------------|-----------|
| りんどう薬局 須坂市臥竜2丁目13-1 | りんどう薬局 須坂市墨坂5丁目26-35 | 平成30年5月3日 |

保健・疾病対策課

長野県告示第439号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成30年7月9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 辞退予告期間終了年月日 |
|---------------|-------------|-------------|
| 訪問看護ほっとステーション | 松本市南松本1-7-8 | 平成30年6月30日 |

保健・疾病対策課

長野県告示第440号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付しました。

平成30年7月9日

長野県知事 阿部 守一

臨時種畜検査に基づく交付

| 種 畜 証明書番 号 | 家畜 の種類 | 品 種 | 名 前 (登録番号) | 飼養者の住所氏名 | 等級 | 有効期限 | 有効区域 |
|---------------|--------|-------------------------|-----------------------------------|-------------------|----|--------------------------|------------|
| 第11369034958号 | 牛 | ホルスタイン種 13690 3495 8 | ゴツドフレイ アノニマス E T (日本血58561) | 群馬県安中市 (有)神澤牧場 | 2級 | 平成30年6月29日 平成31年6月28日 | 長野県内 一円 |

園芸畜産課

長野県告示第441号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域について指定を解除します。

平成30年7月9日

長野県知事 阿部 守一

2 指定を解除する区域

上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

1 指定を解除する区域の名称

大沢（沢底川）

長野県告示第442号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成30年7月9日

長野県知事 阿部 守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

手引沢

2 一部について指定を解除する区域

上伊那郡辰野町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年7月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年7月9日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 下仁田浅科線

(3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|--------------|--------------|
| 佐久市志賀字宮東6212番の2地先から 佐久市志賀字宮西6113番の1地先まで | 旧 | m 5.0~8.2 | km 0.3700 |
| 同上 | 新 | m 8.2~8.8 | km 0.3700 |

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 御代田停車場線

(3) 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|-----|---------------|--------------|
| 北佐久郡御代田町大字馬瀬口字入郷戸1889番の23地先から 北佐久郡御代田町大字馬瀬口字郷戸567番の1地先まで | 旧 | m 4.7~7.7 | km 0.2811 |
| 同上 | 新 | m 8.7~14.9 | km 0.2811 |

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年7月23日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年7月9日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

1(1) 路線名 下仁田浅科線

(2) 供用を開始する区間

佐久市志賀字宮東6212番の2地先から

佐久市志賀字宮西6113番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成30年7月9日

2(1) 路線名 御代田停車場線

(2) 供用を開始する区間

北佐久郡御代田町大字馬瀬口字入郷戸1889番の23地先から

北佐久郡御代田町大字馬瀬口字郷戸567番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成30年7月9日

道路管理課

選告示第24号

平成30年8月5日執行予定の長野県知事選挙に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日は、平成30年7月18日（年齢については、平成30年8月5日）とする。

平成30年7月9日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

選挙管理委員会

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達產品等の種類及び数量

長野県庁舎（本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）で使用する電気

契約電力 1,650kW 予定使用電力量 4,940,000kWh

(2) 調達產品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成30年10月1日から平成31年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

長野市大字南長野字幅下692番地2 長野県庁舎